



パートナーシップ構築宣言について

経済産業省
中小企業庁事業環境部企画課
令和4年2月

パートナーシップ構築宣言とは

「パートナーシップ構築宣言」とは①

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、多様な業種に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内のITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、経済再生担当大臣
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官（衆・参）、日商、経団連、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月に開催。
- ✓ 第3回は2022年2月10日に実施し、経産大臣から宣言に関する現状と今後の取組について説明した他、「取引適正化に向けた5つの取組」を実施することを発表。



「パートナーシップ構築宣言」とは②

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク

登録企業リスト
現在の登録数
5415社

「パートナーシップ構築宣言」の概要
登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■宣言企業に対する支援

ロゴマークの使用

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



※「宣言」の取組を実践することで、「SDGs」に掲げる5つの目標に取り組んでいることとなります。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」とは③

- 宣言を受けた事業者は、政府における一部の**補助金で加点措置**を受けられます。

■ 補助金における加点措置の例

※一部現在募集していないものもあります。

① 新市場開拓支援事業費補助金【1月20日～3月3日 申請受付中】

→**酒類事業者**（製造、卸、小売）に対して、新市場開拓に必要な取組（商品差別化、販売手法多様化、ICTによる製造・流通の効率化等）の費用を支援

② 事業再構築補助金の一部【2月17日～ 第5次申請受付中】

→新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの 取組を通じた規模の拡大等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援。

③ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の一部

【3月15日～ 第10次申請受付】

→革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な**設備投資等を行う中小企業者**を支援。

④ 先進的省エネルギー投資促進支援事業

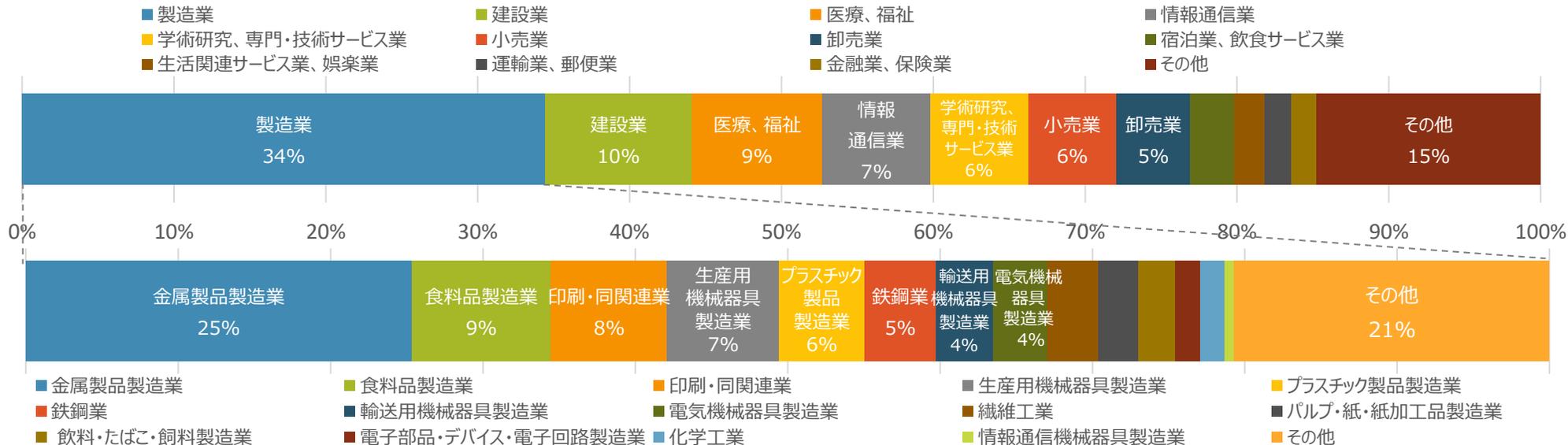
→省エネルギー設備に入れ替える企業（大企業を含む）を支援。

※現在募集していません。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

成長戦略実行計画において「本年度中に2,000社の宣言」を目標を掲げており、2021年10月に目標を達成。2022年2月時点で**6,000社超の企業が宣言**。（うち3億円超の企業の割合は1割程度）

■宣言企業の業種別内訳



■資本金3億円以上の大企業のうち宣言企業が占める割合

電気・ガス・熱供給・水道業	11.1%	【22社/199社】
建設業	10.1%	【57社/567社】
金融業、保険業	6.7%	【59社/875社】
製造業	5.2%	【214社/4,089社】
運輸業、郵便業	3.1%	【20社/639社】
小売業	2.7%	【19社/710社】
情報通信業	2.3%	【28社/1,238社】
卸売業	1.5%	【27社/1,841社】
不動産業、物品賃貸業	0.7%	【7社/963社】
宿泊業、飲食サービス業	0.4%	【1社/280社】
その他	1.7%	【30社/1,723社】
全業種	3.7%	【484社/13,124社】

【算出方法】

○分母：
平成28年経済センサス活動調査をもとに算出した、資本金額3億円以上の企業数。

○分子：
令和4年1月14日時点の宣言企業数のうち、資本金額3億円以上の企業数。

宣言企業の優良事例

パナソニック株式会社

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

グリーン化の取組に係る支援

取引先や関係企業から温室効果ガス削減、循環型モノ作りに関してアイデアを集めるECO-VC(Eco Value Creation)活動を実施しており、優秀な提案については企業に対して表彰を行っている。

2. 「振興基準」の遵守

型管理などのコスト負担に係る取組

型は当社の買取りを原則とし、無償で取引先に貸与している。
型の管理状況をシステムにより把握し、非稼働の型の引き揚げ・廃棄のプロセスを構築している。

下請取引に係る取組

各事業所にて下請法順守委員会を組織し、社内で下請法教育を実施している。調達担当社員は、**当教育の受講状況が人事評価に勘案される。**

ナブテスコ株式会社 (輸送用機器等の製造)

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

企業間の連携に係る取組

取引先の生産性向上を支援するため、**輸送用機器等の製造に関して技術支援・指導、その他の相談等を行っており、改善成果については現場改善発表会にて共有している**

2. 「振興基準」の遵守

価格決定方法に係る取組

- 鋳物メーカーに対しては、スクラップ相場等公表されている**指標の相場によって価格が変動する契約を結んでおり、客観性のあるコストの透明化および公正・公明な仕組みとしている。**
- 鋳物メーカー以外の取引先からの**値上げ要求については、ひとまず話は聞くように**と本社統括部より通達が出ており、**実際多くの場合値上げに応じている。**

三機工業株式会社 (設備工事事業)

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

企業間の連携に係る取組

協力会社、取引先等の技術力向上の目的から大規模な研修センターを設置しており、当社社員、協力会社、取引先等に対して**技術・安全の実技・体感研修や資格取得のための研修等**、様々な教育を無償で提供している。

IT実装支援に係る取組

現場、取引先等の負担軽減を目的として**独自の調達WEBシステムを構築している。取引先に対して無償で利用可能としており、約7割の取引先が利用している。**また、調達に関連する相談窓口を設置している。

宣言の作成・登録方法

宣言文の作成（ひな形①）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
1つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない
場合は②不要

宣言文の作成（ひな型②）

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は
定型（引用）
内容はひな形を元に
作成

任意

代表者名で署名



詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

登録の流れ

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

① ページ上部のメニューから「登録」をクリック

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

1

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」
ポータルサイト

パートナーシップ構築宣言

② ひな形をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。)

③ 企業名や業種等、必須項目を入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

2

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

パートナーシップ構築宣言 ひな形

パートナーシップ構築宣言 記載見本

パートナーシップ構築宣言 記載要領

3

企業名 必須
※法人格と社名の間は空けないでください。 例：株式会社パートナーシップ構築宣言

企業名(ふりがな) 必須
※法人格は入力しないでください。 例：ぱーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)

法人番号 必須
※詳細は [国税庁HP](#) をご覧ください。
※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。 例：1234567890123 (13桁の半角数字)
 個人事業主

主な業種 必須
(売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選) 選択してください

...

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

■ 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について 必須
「ひな形」の“2.「振興基準」の遵守”の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型(主に製造業における金型等)を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。

型管理の有無について確認しました

④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード 必須

ファイルを選択 **4** 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。
※作成された宣言文中に、タイトル「パートナーシップ宣言」の後に赤字で例示されている「のひな形」の文字、文中に、※赤字で記載されている説明文、3. その他(任意記載)欄に赤字で記載されている(例)文、以上の説明・例示箇所(いずれも赤字記載)が残っていないかご確認の上、アップロードしてください。

5 入力内容の確認

【参考】宣言に関するHP・お問合せ先

宣言に関するHP・お問合せ先

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp>

■日本商工会議所HP：「パートナーシップ構築宣言」に関する案内ページ（概要説明）

➡プロモーションビデオや「月間石垣」別冊（パートナーシップ構築宣言の特集記事）も掲載しています。

<https://www.jcci.or.jp/partnership/>

取引先と共存共栄関係を築こうと考える経営者の皆様へ

パートナーシップ構築宣言は
2020年6月に創設されました。

詳しくは Webへ

<https://www.jcci.or.jp/partnership/>

大企業と中小企業が
共に成長
するために!

取引先との
持続可能な関係
を築くために!

※「パートナーシップ構築宣言」についてのお問合せ先

中小企業庁 事業環境部 企画課

【TEL】03-3501-1765

【MAIL】s-chuki-kikaku@meti.go.jp